

株式会社 I c h i k a  
定 款

作 成 2025年10月 7日  
公証人認証 2025年 月 日  
法人成立 2025年 月 日

## 第1章 総 則

### 第1条 商 号

当会社の商号は、株式会社 I c h i k a とする。

### 第2条 目 的

当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 広告代理店業
2. 看板広告の企画、設計、作製、設置、保守管理
3. LEDサイネージ、ディスプレイ、照明機器、電飾等の企画、設計、設置、保守管理
4. 看板及びこれを構成する機器、部品、材料の販売
5. 店舗、舞台、ダンスホール他商業用施設の企画、デザイン
6. イベント、音楽会等の催事の企画、運営、設営撤去
7. レンタルスタジオの運営
8. 次の種類の建設業
  - 1) 内装工事業
  - 2) 電気工事業
9. その他前記各号に附帯関連するすべての事業

### 第3条 本店の所在地

当会社は、本店をさいたま市に置く。

### 第4条 公 告

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第5条 機関の設置

当会社は、株主総会及び取締役を設置する。

## 第2章 株 式

### 第6条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

### 第7条 株券の不発行

当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

### 第8条 株式の譲渡制限

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならぬ。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

## 第9条 相続人等に対する売渡請求

当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

## 第10条 株主名簿記載事項の記載の請求

当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

## 第11条 質権の登録及び信託財産表示請求

当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

## 第12条 手数料

前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

## 第13条 基準日

- 1 当会社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

## 第14条 株主の住所等の届出

- 1 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

## 第3章 株主総会

## 第15条 招集時期

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

## 第16条 招集権者

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

#### 第17条 招集通知

株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。

#### 第18条 株主総会の議長

- 1 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

#### 第19条 株主総会の決議

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### 第20条 議事録

株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役及び代表取締役

#### 第21条 取締役の員数

当会社の取締役は、1名以上5名以内とする。

#### 第22条 取締役の資格

取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

#### 第23条 取締役の選任

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### 第24条 取締役の任期

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結時までとする。

#### 第25条 代表取締役及び社長

- 1 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

- 2 代表取締役の内 1 名を社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

## 第 26 条 取締役の報酬及び退職慰労金

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 計 算

## 第 27 条 事業年度

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

## 第 28 条 剰余金の配当

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

## 第 29 条 配当の除斥期間

剰余金の配当が、その支払の提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第 6 章 その他

## 第 30 条 法令の準拠

この定款に規定のない事項は、すべて会社法及びその他の法令に従う。

## 附 則（設立時）

### 第 1 条 設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額

- 1 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 900 万円とする。
- 2 当会社の成立後の資本金の額は、金 900 万円とする。

### 第 2 条 最初の事業年度

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2026 年 9 月末日までとする。

### 第 3 条 設立時取締役・代表取締役

下記の者を当会社の設立時取締役並びに設立時代表取締役とする。

設立時取締役 磯ヶ谷洋平

埼玉県久喜市鷺宮中央 1 丁目 16 番 7 号

設立時代表取締役 磯ヶ谷 洋平

#### 第4条 発起人

下記の2法人を当会社の発起人とする。

1.

商号 株式会社A G O グループ  
本店 埼玉県さいたま市南区辻1丁目26番3号  
法人番号 8030001135504  
代表者 代表取締役 菅野隆太  
設立に際して割当てを受ける株式数 90株  
株式と引換えに払込む金銭 金450万円

2.

商号 株式会社11111  
本店 東京都新宿区西新宿7丁目18番20号ルミエール西新宿6階  
法人番号 5011101089578  
代表者 代表取締役 内藤晃士  
設立に際して割当てを受ける株式数 90株  
株式と引換えに払込む金銭 金450万円

発起人法人・株式会社A G O グループ及び同・株式会社11111は、株式会社I c h i k aの設立のため、定款作成の事務を菅井弘行に委任する。

定款作成代理人・菅井弘行は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2025年10月7日

設立法人（商号） 株式会社I c h i k a

上記法人発起人法人 株式会社A G O グループ  
代表取締役 菅 野 隆 太

同 株式会社11111

代表取締役 内 藤 晃 士

定款作成代理人 行政書士 菅 井 弘 行